

立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

立川市職員の主査及び主任の職の指定等に関する規程（平成 16 年立川市訓令
甲第 3 号）の改正による。

立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会処務規程（昭和43年立川市教育委員会訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>主査及び主任</u>の職の指定等)</p> <p>第5条 <u>立川市職員の主査及び主任の職の指定等に関する規程</u>（平成16年立川市訓令甲第3号）の規定は、<u>主査及び主任の職の指定等</u>について準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(<u>主任</u>の職の指定等)</p> <p>第5条 <u>立川市職員</u>の主任の職の指定等に関する規程（平成16年立川市訓令甲第3号）の規定は、主任の職の指定等について準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。